

免税事業者向け

# インボイス制度 対策セミナー

適格請求書等保存方式(インボイス制度)が  
**2023年10月**からスタートします

インボイス発行事業者になるには税務署への登録が必要です。  
登録は任意ですが、登録しない場合、自社の取引にどのような影響があるか、検討が必要です!

適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まることにより課税事業者の人は免税事業者との取引に関する税額が増加する恐れがあります。そのため、現在免税の事業者は仕入税額控除ができないことを理由に取引を打ち切られたりする恐れがあります。制度を学んでしっかりと備えをしましょう!!

**日時** 2022年12月13日(火)  
18:00~20:00

**場所** 岡山北商工会 津高支所  
(岡山市北区吉宗 676-1)

**講師** 小橋公認会計士総合事務所  
小橋仙敬 公認会計士  
・税理士

**持物** 決算申告書、電卓

**受講料** 無料

## セミナー内容

- ・インボイス制度ってどんな制度?
- ・今は免税事業者だけど…  
登録しないとどうなるの?
- ・スケジュールはどんなの?
- ・適格請求書を発行するためには  
どうすればいいの?
- ・消費税がどれくらいになるの?

FAX: 086-294-4431 TEL: 086-294-2345

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 事業所名    | 受講者名①              |
| 連絡先電話番号 | 受講者名②              |
| 業種      | 消費税の状況<br>本則・簡易・免税 |

岡山北商工会会員外も受講できます。下請をお願いしている方と一緒に受講されるなどもオススメです!